

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に水産業協同組合の理事、監事、参事又は会計主任である者については、第三十六條の二の規定は、公布の日から起算して二箇月間は適用しない。

理由

水産業協同組合法の施行以来約一年間の経過に鑑み、水産業協同組合法の一部を改正して、一定規模以下の法人の組合加入を認め、競争関係者が組合の役員に就任することを禁止する等の必要が認められる。これが、この法律案を提出する理由である。

○坂本府委員 水産業協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

第三回国会において成立いたしました水産業協同組合は、昨年二月十五日に施行されましたより一年余を経過したのであります。この間水産業協同組合の設立は着々と進み、行政庁により認可された組合の数は約四千に達し、漁村の民主化と水産経済の振興に多大の寄與をなしつつあることは、まことに喜ばしいことであります。しかしながら、この実施一箇年の経験にかんがみ、かつまた全国各地より寄せられた本法改正に関する請願、陳情の趣旨に基きまして、本法を改正してその一層有効な活用をはかる必要が認められましたので、本改正法案を提案いたしましたのであります。以下その内容について、簡単に御説明申し上げます。

第一は、一定規模以下の法人が准組合員として組合に加入する道を開いたこととあります。その理由は、元来水産業協同組合は個人の結合による組織であります。現下の経済事情においては、個人経営とほとんどひとしい弱小な法人による経営がきわめて多く、これら法人の組合加入を認めてその利益を享受せしめるのを妥当と考えるからであります。

第二は、主として法人加入に伴いまして、独占禁止法との関係を規定しております。第七條を改めまして、独占禁止法の組合に対する適用の緩和をはかつたこととあります。

第三は、組合の役員に関する事項であります。役員は、組合の任期を最大限三年まで定められることと伸張することともに、組合の事業と実質的に競争関係にある事業の關係者が組合の役員及び主要職員に就任することを禁止したのであります。

その他員外利用の制限に関する事項、総代会に関する事項、専用契約に関する事項、總會の代理議決に関する事項等を改正して、実情に即するよういたしましたのであります。

以上が本改正案の大体的内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決相なるようお願いいたします。次第であります。

○鈴木(善)委員 ただいま坂本府委員が提案理由の御説明がありました。が、なお補足的にその内容を御説明願つたらどうかと思ひますが、どうございましょうか。

○石原委員 それではその説明を政府当局よりお願いいたします。

○會根説明員 法人の組合加入につき

まして御説明申し上げます。

この關係條文は、第十八條と第九十四條であります。水産業協同組合は元來人と人との人的結合体であります。が、現下の経済事情、特に税制の關係から、法人組織によつて経営を行う漁業者、加工業者がきわめて多く、これらは個人経営とほとんどかわらない小規模のものが大部分であります。これらを、單に法人であるがゆえに組合から排除するのは実情に即してないもので、一定規模以下の法人を准組合員として組合に加入できることにいたしましたのであります。准組合員といたしましては理由は、ただいま申しましたように、水産業協同組合は、あくまで人と人との人的結合体であつて、もし会社組織のものに正組合員の資格を認めるようにいたしましたれば、会社をおもな構成員とする組合の成立が可能となり、これは本来の協同組合の性格を逸脱して、一種のカルテルのようなものになると考えられるからであります。准組合員と正組合員と違ふ点は、議決権、選挙権がないこととあります。が、このほか組合の施設を利用する面では正組合員と差別はないのであります。法人の組合加入を認める理由は、組合利用の面でありまして、これらの法人に利益を享受せしめようという点にあるのでありますから、准組合員でさしつかえないと考える次第であります。またいかなる規模までの法人に加入を認めるかは、かなり議論のあるところでありまして、諸種の事情にかんがみまして、漁業につきましては使用漁船合計トン数三百トン、常時使用者数三百人以下とし、加工の場合は常時使用者数四十人以下と限定したのであります。

ります。

第二に独占禁止法の適用緩和の第七條の修正点について御説明申し上げます。水産業協同組合は、原則として独占禁止法の適用を除外されておるのであります。が、かつお、まぐろ、漁業、以西底びき漁業、あぐり網漁業、定置漁業の各種魚種別組合及び加工業組合について、一定規模以上の業者が三分の一以上を占める組合に対しては、独占禁止法の適用があり得ることとなつておるのであります。この一定規模以上の業者が独占禁止法第二十四條のいわゆる小規模事業者でないものと考えられてゐるのであります。この点、中小企業等協同組合法と比較すると、水産業協同組合とバランスがとれてない点もございまして、また新たな法人加入を、ただいま御説明しました点を考慮いたしまして、第七條を改正して、組合に対する独占禁止法の適用を緩和しようとするのであります。その緩和する事項につきましては、一定規模のかつお、まぐろ、以西底びき、あぐり網等につきましては、第七條に今まで「経営規模以上のもの」となつておりましたのを、「経営規模をこえてゐるもの」と改めまして、なお定置漁業につきましては「五十人」というふうに漁業従業者の数を限定しておりましたものを、「百人」と緩和いたしました。加工業協同組合では「常時十人以上の従業者を使用する組合員」とありますものを、「二十人以上」というふうに改めた次第であります。

法では最大限二年であります。責任を持つて事業計画を立ててこれを遂行し、その結果に対して責任を負うというのには、二年では不十分であると考えられますので、これを三年まで延長できるようにいたしましたのであります。次に新たに一箇條を設けまして、組合の事業と実質的に競争関係にある事業の關係者が、組合の役員及び主要職員になることを禁止したのであります。これは組合の利益が他の事業關係者の利害によつて損ぜられることを防ごうとするものであります。農業協同組合法にもその先例があり、なおこの條項の解釈については、御質疑の際に御説明申し上げます。

第四に員外利用の制限緩和でございます。現行法では員外利用は、組合員の利用する事業の量と同等までのものは員外利用として扱うことができず、それ以上のものは制限されておるのであります。が、漁業の実態から、根拠地の漁港等では外來船がきわめて多い実情にかんがみまして、この員外利用の制限を緩和したいと考えたのであります。その方法といたしまして、その漁業協同組合の組合員でなくとも、他のどこかの漁業協同組合の組合員でさえあるならば、その組合員の事業分置はその組合の員外利用としては扱わないというふうな取扱いをすることにいたしましたのであります。

第五に河川組合における代理議決権の特例を設けました。現行法では總會出席の代理人は組合員一人しか代理できないこととなつておりますが、河川組合は、その地域が川の流域にまたがりまして、非常に広いことがしばしばございまして、總會の成立が非常に

第六に専用契約の期間延長の効力であります。第二十四條の修正点でございす。組合と組合員の間に締結される専用利用契約は、現行法では期間は一年以下になっておりますが、統制撤廃等の影響を考へまして、かつ期間が一年では翌年度の事業計画あるいは予算の充実に非常に支障がございすので、これを二年の期間まで延長できることにいたしましたのであります。

次に總代会に關する改正でございます。現行法では第五十二條において、二百人以上の組合が總代会を置くことができ、總代の定数は五十人以上となつておりますが、これを緩和いたしまして、組合員が百人以上あれば總代を置くことができる。かつ總代の定数は組合員の四分の一以上とする。従つて百人であれば二十五名ということになります。但し組合員が二百人以上の場合には五十人以上と改めることいたしました。組合員が百人ないし二百人の組合でも、漁業の実態、あるいは組合地域の広大等の理由から、總代会設置の要望が非常に強いので、このようにいたしましたわけであります。必ずしも人数だけでなく、地域の非常に広いところがありますので、總代会の必要を認めたわけであります。なおこれがたゞめ全般的に總代会が独断専行の弊が起ることを防止するために、五十二條に新たに二項を設けまして、總代会で一度議決したことも、それから三箇月以内に開かれた總會において、これを

○石原委員長 次に臙虎、臙肭、獸獵獲取締法の一部を改正する法律案に対する質疑を行います。

○鈴木(善)委員　らつこ、おつとせいの執獲の取締りは、わが国の遠洋漁業が国際信用を回復する上において、きわめて重要な問題であると思うのである。……から今日、この執獲取締

法の一部を改正する法律案が提案されております理由は、かつて昭和十五年にわが国がらつこ、おつとせいの保護條約を廃棄いたしましたところにあると思ふのであります。この保護條約からわが国が脱退いたしましたところの理由につきまして、いろいろ當時その理由をあげておつたようであります、今日わが国が新しい國際間の平和的な一員として参加いたそうとする際に、従来の昭和十五年の保護條約脱退の動機を考へました場合に、私どもは大いに反省させられる点があると思ふのであります。この点について政府は、近い将来にこのらつこ、おつとせいの保護條約に再び参加する御用意を持つておられるのかどうか。またその時期はおおむねいつごろを期待しておるのであるのか。この点を坂本政務次官からお伺ひしたいと思ふのであります。

○坂本政府委員　ただいま鈴木委員からお述べになりましたように、今日わ

が國が置かれております國際情勢から考へまして、近い將來におきまして參加することを希望いたすといはしめても、その時期あるいはまた方法等につきましては、なか／＼予斷を許さない点があらうかと思ひます。しかしながら、今回御提案をいたし、御審議を願つておりますように、らつこ、おつとせいの眞獲取締りに対するさらに一段の強化と申しますか、かような意思も、一日も早く國際的な信用を回復いたしまして、國際場裡に一日も早く復歸いたしたい、かような念願からであるのであります。なお詳細な点につきましては、事務当局より御答えを申し上げます。

○鈴木(通)委員　たつこ　おつとせ
の保護條約からわが国が脱退いたしましたその大きな理由は、米領プビロフ群島のおつとせい群が日本近海に大部分洞游するものではない、またおつとせい群は有用なわが国沿岸の魚族を非常に多く捕食しまして、わが国の漁業に大きな弊害があるということが、当時の脱退の大きな理由であつたと思ふのでありますが、これについて政府は、終戦後關係方面の指令によりまして、予算を計上してこれが調査に當つておると思ふのでありますが、その調査の結論は、今日まで脱退當時わが国が考へて参りましたところの理由を、くつがえすに足るようなものが現われ、ておるかどうか、その調査の内容を承りたいと思ふのであります。

○山本(豊)政府委員　十五年に破棄いたしましたのは、当時の戦争状態等に關係しておると思ふのでありますが、一つには、ただいま鈴木委員からお述べになりましたような理由も、大きな

戦後最高司令部の方からの命によりまして、中止はいたしておりますが、若干の予算を組みまして、これが共同調査ということをやらかつております。現在のところまだはつきりした結論は出ておらぬのであります。少くとも米領ポリネシア群島のおつとせいらしいものがやはり近海に回遊しておるといふことが、アメリカの方でうらえました。おつとせいにによりまして一応推定できるのではないかと、しかし第二段のいわゆる有用魚を捕食して漁業上に被害があるかどうか、この点につきましては、まだはつきりした結論を得るに至つていないのであります。大

○鈴木(善)委員 終戦後連合軍最高司令官の命によりまして、この虜獲を中止させられておる。こういうことがただいまの次長の御答弁の中にあつたのでありますが、その最高司令部からの中止命令の内容は、どういふものであるか。またこの中止命令を政府が受けてまして、どのような具体的措置を講ぜられたか。その措置の内容と、それらの措置を漁業関係者に十分周知徹底せしめるような御措置を講ぜられたかどうか。この点をお伺いしたいのであります。

○山本(豊)政府委員 正式の書簡といしましては、二十三年の十二月二十三日に、水産庁長官に対して関係方面から陳述ということで、書簡の態様でありますが一応参つております。それははいわゆる虜獲は一切許可されんといふ内容をなしておるのであります。その後私の方といたしましては、二十四年の一、二、三月になるのであります。

すか、約二百七十万円の予算を計上したしまして、これが調査なり密猟の取締りをやつたのであります。ところがまだ十分でないという見方もありまして、これはお手元に資料として配付してあると思うのでありますが、昨年の八月八日にヘリングトン氏からやはり長官あてに、さきの注意がまだ十分でない、さらに何らかの手を打つて嚴重にやれという意味のものが参つたのであります。これも書簡の形であります。はつきりしたスキャンピンという形でありますと政令でやれるのでありますが、まだそこまで行っていないのであります。しかし内容は非常に嚴重な内容をなしているのであります。それに基づきまして、その後本年に入りまして、予算的には他の予算を流用いたしまして、約百五十万円でありますから、これをもつて調査をやり、また若十の取締りをやつたのであります。さらに今回は法律の改正をやり、同時に三十五年度の予算といたしまして、九百八十万円の予算を組みまして、取締船舶を二隻、調査船を一隻という態勢で、さらに向うの考えておることを励行いたしたいと考えておるわけであります。

○鈴木(善)委員　わが国ではこのらつこ、おつとせいを昭和十七年から海上獵獲にして許可制をとつておるのであります。終戦後、最高司令官の書簡なりサゼスチョンなりに基いて許可制を全面的に禁止される法的措置を講ぜられておるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○山本(豊)政府委員　現在のところ、一応向うの書簡によりまして今度の措置に出たのであります。この措置に當るまでは、一応漁区によつては獵獲

はできる。もつとも制限されておりまして、戦争中昭和二十年ごろにおいても、わずかに六十隻程度の範囲内であつたものが七千トン程度でありましたが、その態勢は今日まで持続しておつたのであります。しかし自然沙汰やみという方向には向いておつたと思つたのであります。それを今度は司令部の意向によつて、國際的信用を高めるという意味において、今日忍べるだけ

の忍んで、將來の國際場裡に進出しやすいようにするためには、こしばらくの間がまんだといふ意味において、今度は相当嚴重に禁止に近い規定を挿入したのであります。しかしこれによつて將來日本が講和條約あるいはまたその前に海洋協約でも締結するやうな機会がかりに到來するといふたしまたならば、むしろその場合は参加の方針には間違ひはないのであります。が、いわゆる條約の内容等もよく吟味して、日本としては考えなければならぬと思つてあります。ただ目下の情勢においては、アメリカの見解によつて、先ほど申したやうに、この見方については、多少わが方とアメリカとの考え方は違ひますけれども、これは共同調査等によつてそのうちに明瞭になると思つてあります。それらによつて條約の内容にまたおのずから變更もあるのではないかといふふうに考えるのであります。いづれにしてもそのときの情勢をよく判断して、今日としてはとにかく國際信用を高めるという意味で、向うの考えをそのまま取入れて、しばらく忍ぶべきは忍ぶといふやうな氣持で、一応禁止に近い今の規定を挿入したわけでありまして。

○鈴木(善)委員 どうもはつきりしないのであります。この海上獵獲の許可制によつて六十隻程度のものが許可されて、合法的に操業をしておつたものを、終戦後最高司令官の書簡に基いて、この六十隻の許可を全面的に取消すの措置をすでに講じられていたのか、この点を重ねて伺ひたいと思つたのであります。

○松任谷説明員 お話の許可のございました船については、許可の期間が大体一年でございまして、自然に許可の期間が満了して来るというやうなことにございまして、現在許可船は一隻もないうやうな現状でございまして、現在法的には許可制になつてゐるけれども、わが國が置かれてゐる客觀情勢からいたしまして、また司令部からの示唆に基きまして、今日は、期限満了と同時に、一隻も許可をやつていないという事實がはつきりして参つたのであります。が、しからばわが國では、現在におきましては、おつとせいの合法的な獵獲の道は事実上ふさがれてゐる、こゝういふことになつたわけでありまして、かかるに、このやうに禁止されてゐるやうな実情にありまして、このらつと、おつとせいの獵獲に關するところの禁止條項をあらためて設けようとなさる政府の御趣旨は、從來當然履行さるべきところのものを履行しなかつた、いわゆる違法の密獵船等、政府の取締りの怠慢によつて弊害が出ておつたことを、それを法的にあらためてここに取上げようといふやうな、いかにわれわれは印象づけられてならないのであります。これは當然なすべき取締りを政府がやつていなかったといふことであつて、その取締りの勵行を政府が

やれば、あらためてこのやうな法律の改正をやる必要はないではないかといふ感じを受けるのであります。その点は政府はどういうふうにお考えになつておりますか。

○松任谷説明員 お話の通り、海上獵獲そのものが嚴重に禁止されまして、それが當業者の自衛によつて一頭もとらないといふことになりました。今度の改正といつたやうな問題は、あるいは起らないかもしれないのでございしますが、實情は御承知の通り、いなかの突極漁業といつたやうなものにおきまして、多少流れて來てゐるものを拾つてゐるものもございまして、その他手元に配り申し上げました司令部關係の書簡によりまして、陸上において生皮その他がまま見受けられるといつたやうな状態になつておりますので、取締りの範圍をどの程度にいたしましたならば効果的になるかといふやうなところを種々検討いたしました。海上の取締りはもちろん、陸上に

ございまして、その影響が非常に大きい。そこで今漁政部長のお話では、政令なりあるいは施行細則なりで、それを詳細きめられる御趣旨のやうであります。が、その政令の内容を次の機会にお示しを願ひまして、慎重に審議をいたしたいと思つてあります。私の質疑はこの程度で打ち切ります。

○鈴木(善)委員 そこで取締りの徹底を期するために、らつと、おつとせいの獵獲もしくはその製品の製造、加工、または販売については、禁止または制限の條項を新たに設けられるという御趣旨はよくわかつたのであります。が、その次にらつと、おつとせいの獵獲もしくは製品の所持についても、同様にこれを禁止する制限をするといふことを改正法律案でうたつておるのであります。が、この所持の範圍はどの程度に及ぶのであるか。私どもがこの法文から受ける感じは、らつと、おつとせいの獸皮の製造、加工あるいは販売を業とする者が、その營業のために、その獸皮を所持するといふことを制限または禁止することであつて、たとえば個人個人がらつと、おつとせいの毛皮のチョッキを着てゐるとか、そういうやうな個人々々の一枚二枚の所持をも制限または禁止するものではないか、この点を解釈してよろしいかどうか、この所持の範圍をお伺ひしたいのであります。

○松任谷説明員 お話の通りでございまして、從來正當に獵獲されて、それが正當に加工されて販売されておつたものを、正當に入手して身につけてゐるといふたやうなものにつきましては、本法の適用の範圍外になつてゐるのでございまして、その点はこの改正案にもございまして、このらつと、おつとせいの獵獲を制限禁止するために、所持の面にまで及ぶといふことになつて参ります。その影響が非常に大きい。そこで今漁政部長のお話では、政令なりあるいは施行細則なりで、それを詳細きめられる御趣旨のやうであります。が、その政令の内容を次の機会にお示しを願ひまして、慎重に審議をいたしたいと思つてあります。私の質疑はこの程度で打ち切ります。

○石原委員長 川村君。○川村委員 ただいま議題になつております法案の提出の趣旨は大體わかりました。それと関連がありますので、二、三点お伺ひしたいと思ひます。

○鈴木(善)委員 この所持の場合であります。その入手経路はおそらくいろいろあると思つてございまして、たとえば友人から贈られるとかいふやうなものもありまして、それが合法的に捕獲されたものであるか、あるいは違法に捕獲されたところの獵獲品であるかといふことは、その取得した個人個人にはわからない場合がおそらく多からうと思つてあります。その場合にそれが合法的に取得したものであるか、そうでないかの判定、こゝういふことは非常にむづかしい問題だ、こゝう思ふのであります。この取扱ひを誤りますならば、今日まで多数のらつと、おつとせいの獵獲が民間で濫用その他で使用されてゐるわけがございまして、その取締りについて非常な混亂を來たすと思つてあります。

○鈴木(善)委員 この所持の場合であります。その入手経路はおそらくいろいろあると思つてございまして、たとえば友人から贈られるとかいふやうなものもありまして、それが合法的に捕獲されたものであるか、あるいは違法に捕獲されたところの獵獲品であるかといふことは、その取得した個人個人にはわからない場合がおそらく多からうと思つてあります。その場合にそれが合法的に取得したものであるか、そうでないかの判定、こゝういふことは非常にむづかしい問題だ、こゝう思ふのであります。この取扱ひを誤りますならば、今日まで多数のらつと、おつとせいの獵獲が民間で濫用その他で使用されてゐるわけがございまして、その取締りについて非常な混亂を來たすと思つてあります。

○鈴木(善)委員 この所持の場合であります。その入手経路はおそらくいろいろあると思つてございまして、たとえば友人から贈られるとかいふやうなものもありまして、それが合法的に捕獲されたものであるか、あるいは違法に捕獲されたところの獵獲品であるかといふことは、その取得した個人個人にはわからない場合がおそらく多からうと思つてあります。その場合にそれが合法的に取得したものであるか、そうでないかの判定、こゝういふことは非常にむづかしい問題だ、こゝう思ふのであります。この取扱ひを誤りますならば、今日まで多数のらつと、おつとせいの獵獲が民間で濫用その他で使用されてゐるわけがございまして、その取締りについて非常な混亂を來たすと思つてあります。

息するということです、その廻遊の状態は、一番たくさん集団して来る地方はどこであるかという問題が一つ。

第二点は戦時中に軍の皮革の需要に迫られて、かつ、おつとせいを捕獲する日本海獣会社と私は記憶しておりますが、そういう会社を設立しまして、この捕獲を奨励したのであります。先ほど日本に許された権利は一つもないということですが、一つ、海獣会社が今日あるかどうか、あつたとするならば、海獣などはたくさん種類がありますけれども、かつ、おつとせいというものの捕獲を主眼としてその会社が設立された記憶がありますので、これらの会社が何を捕獲して、そしてその会社を維持しているかどうか、またその会社がらつこ、あるいはおつとせいを、先ほど部長の言われる、いるかをつきん棒で突いた、誤つてらつこことかおつとせいを突いたというふうな意味も含まれたお答えもあつたのですが、そうしたようなその会社の違反がなかつたかどうかという問題、それからもう一つ、われ／＼が刺網を刺すよくおつとせいがかかるのです。その場合の手続が非常にめんどろだというので海へ投げて来た。それを見つけたから届出た。これはどういふふうな経路でそんなつたかもしませんが、そういう言葉を聞くのです。が、そういう誤つてひつかつたものをとつて来た場合に、これをなめし皮とか、あるいは自家で使用する場合には、一体どういう制限を受けるか。この三点をお伺いいたします。

○山本豊政府委員 第一点の廻遊状況であります、これは北海道の東南岸から大体南は千葉県の沖合辺までにわたつているのでございまして、大体季節を申しますと、冬季十一月ごろから六月ごろまで、こういうことであります。

第二点の日本海獣会社、お話のように現在もまだあるものであります。今度のこの法律によりまして、実際はおつとせい、らつこ等では成立しないのでございまして、現在はあざらし、いるか等で経営をいたしているような状況であります。戦時中あるいは戦後もあると思うのであります、その違反事件につきましては、現在調査もありませんし、はつきりしたことは申し上げかねるのであります。

な第三点の刺網等で誤つてひつかつた。こういうものまでむりにどうしようという意向はないのであります。何らかその点を明瞭にいたします。検査でもするとかいうような方法によりまして、そういうものがあるいは流したりなんかすることは、今度の改正にはひつかからない。こういうふうな扱つて参りたいと考えております。○川村委員 それで日本海獣会社がいるかとあざらしをとつて経営しているやうであります、私が考えますと、あざらし等もあまりにとつてないやうであります。現にいるかは肉としてほとんど市場に現れていないといふことがはつきりわかつております、あざらしの皮もこれも市場に出ていないといふことも、はつきりわかつております。そうしますと、中には個人が違反してとるものもあるかもしれませんが、先ほどのいわゆるつきん棒でとつたような違反があつたので云々というふうなお話であります、一体

その会社が維持できるか、私はそうしたいるかあざらしをとつて維持できないかと思うのだが、これに対して、一時は奨励した農林省の責任として、今日その会社の維持をどういふふうにしておるか、また今後この会社の経営について関心を持つて、何とか方法を講ずるかということが一つ、それからもう一つは、先ほど山本委員の答弁の中に、魚をどのくらい捕食しておるかというところは、統計にまだはつきり現れていないというお言葉があつた。私はこの点において、これは今一年や二年の問題でない、もう過去十数年前にこのさけ、まず漁業者あるいはにしん漁業者から、らつこならつこ、主としておつとせいであります、おつとせいを捕獲しなければいけぬ、漁業者に対して、魚をあまりに余計食うの自由は捕獲させろという声が出て来たのであります。当時からそういう声があつたのでありますから、今ごろまだ調査ができておらないといふことは、まことに私は怠慢だと思ひます。私は過去にカムチャッカへも行きまして、千島へも漁夫として行つたことがあります。かれらがさけ、ますを食うのは、さけをつかまえると、決して身を全部食ひません。つまり頭と背の間の、われ／＼は首玉と言ひますが、そこだけ食つてあとは投げる。ですからもう次から次へやるので、私は一匹のおつとせいが一日に十匹以上食つていふと思ひます。そうしたやうなことから、われ／＼はおつとせいを捕獲しなければならぬという声をあげたのであります、われ／＼はぜひともそういう点からも、この捕獲をしなければならぬという主張をして参りましたので、一応国際客観情勢から禁止するよ

うな方法をとることもやむを得ないと思ひますけれども、これらをあまりに北海道から千葉県の沖合いまで繁殖させますと、逆に日本の漁業に大きなマイナスが来ることをお考え願ひなければいふことを、一言申し上げておきます。

○松任谷説明員 日本海獣会社の問題につきましては、ただいまお話がございました通りでございまして、なかなかこの経営の内容が案ではないといふやうな現状になつているのでございます。政府といたしましては、ただ会社の将来を、経営を継続して、あるいは存立ができませんようにめんどろを見ろといふやうなことにございまして、極力努力しなければいけぬ立場ではあるものであります、経営の将来につきましては、会社自体でいろいろと考へていただくといふやうなこの方針で進んでいられるのでございます。ただ昨年も司令部の方で調査をやります場合にはおきましては、日本海獣会社を従来の経験等にかんがみまして、調査の担当機関に委嘱をした事例があるのであります。

○川村委員 日本海獣会社の問題であります、私はその資料を持つてはありますが、せつかくアメリカも、従来の経験からいへば、それらに調査を持つていふ必要が、それらに意見を持つていふ必要が、むしろ私は制限をして捕獲させた方が、あまりに違反のごときでなく、皮革の需要にもこたえることができる、会社

に繁殖しなければ、やはり日本のさけ、ます、あるいはにしん漁業等にマイナ

スがあるに思ひますので、こうしたやうな機会に、法は法として、一応ある程度までらつこ並びにおつとせい等をとらせる方法も考へた方がいゝのではないかと、言いかえれば、あまりにやすという、必ずそれを見てとるといふ悪心が起る漁業者がたぐさんで

在の状態におきましては、一定限度の制限を設けて猟獲を許容してほしいというような要求を出す時期ではないとも考えられますの、諸般の情勢上、一応本改正案を提出いたしまして、わが国におきます国際信義上の問題といひまして、取締りの勵行をまず第一にするというように考えているのでございます。

○川村委員 私に現在は一応やむを得ないとするも、将来に至つても全然禁止しておくかどうか。ということは、これが日本の漁業に非常なマイナスになる、あるいはたくさんふえると、密猟をするという悪心を起す者がないとも限らないので、かえつてそれがために国際信義を害するということになるから、一応はこの法律はやむを得ないとしても、将来に向つて、ある程度の制限、捕獲数の制限とかをじて、らつこ、おつとせいをとらせる。そして皮革の需要に応じ、さらに密猟等の悪心を起させることのないようにしたいというのと、さらにさけ、ます、あるいはにしん等の漁業のマイナスにならないようにする御意思があるかないかを聞いたのであります。

○山本(豊)政府委員 おつとせい保護條約の内容の問題になると思ひますが、おそろくこの保護條約というものも、先ほど今までのおつとせいの増減の關係を申し述べた場合も触れたのであります、これは非常に魅力がありまして、大つびらにとつたらいということになりますと、数年を出でぬうちにどん／＼なくなるといふようなこともあります。そこでこういう観点からこれを保護するということも、保護條約の内容だと思ひます。将来は、今

川村委員のおつしやられましたような面も、十分わが方としては考えを持ちまして、結局頭数の増加の状況に即応して、何頭までいいというふうな形になつて参るのでなからうか。これは想像でありますけれども、そう思うであります。そういうような意味合いで、今川村委員のおつしやられましたような方向に、ぜひ持つて参りたいと考えているわけでありまして。

○石原委員長 他に御質疑はありませんか。それでは本日はこの程度にとどめます。次会は公報をもつてお知らせします。

本日はこれをもつて散会します。
午前十一時五十二分散会